元建第１６９６号

令和元年１０月２３日

一般財団法人福島県建築士事務所協会会長　様

福島県土木部長

（公印省略）

令和元年台風19号に伴う特定非常災害の被害者の権利利益の保全を

図るための特別措置について（通知）

このことについて、国土交通省住宅局建築指導課より別紙のとおり通知がありましたので、お知らせします。

　つきましては、県内建築士事務所に対して更新期限の延長措置を周知いただきますようお願いいたします。

（事務担当　建築指導課　副主任建築技師　高木　電話024-521-7523）